

砥部町政策アドバイザー設置要綱

砥部町告示第 135 号

令和 8 年 5 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町における政策的な事項または専門的事項について、助言又は提言等の支援を受けるため、砥部町政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第 2 条 アドバイザーは、専門的な知識、技術又は経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 アドバイザーの任期は、1 年以内とし、期間満了までに退任の申出がない場合には 1 年間延長し、以後も同様とする。

(職務)

第 4 条 アドバイザーは、町長の求めに応じて、適宜、助言又は提言等を行うことを職務とする。

(報酬等)

第 5 条 アドバイザーは無報酬とする。ただし、旅費等の実費については、砥部町職員の旅費に関する条例（平成 17 年砥部町条例第 50 号）の規定により、支給することができる。

(守秘義務)

第 6 条 アドバイザーは、職務上知り得た情報や秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第 7 条 町長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障等のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は適格性に欠けたとき。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。